

令和6年度広島市火葬場残骨灰処理業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和6年1月31日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

- (1) 業務名
令和6年度広島市火葬場残骨灰処理業務
- (2) 業務内容
令和6年度広島市火葬場残骨灰処理業務基本仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (4) 概算事業費
本業務に係る委託料（有価物の精錬費用を含む。）の上限額は、次のとおりとする。
4,300,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (5) 事業担当課
〒730-0043
広島市中区富士見町11番27号
広島市健康福祉局保健部環境衛生課
TEL 082-241-7451 FAX 082-241-2567
E-mail kankyoeisei@city.hiroshima.lg.jp

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。
公募型プロポーザルの手続き等の詳細については、令和6年度広島市火葬場残骨灰処理業務に係る公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

3 応募参加資格

- 本企画提案に参加しようとする者は、以下に示す要件のすべてを満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に該当していない者であること。
 - (2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-15 その他」に登録されている者であること。
 - (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市

の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

- (5) 平成30年4月1日以降に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市が発注する残骨灰処理業務を元請で契約し、業務を完了した実績（残骨灰売払契約の実績は含まない。）を有すること。

4 プロポーザル説明書等関係書類の配布方法

広島市ホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」の「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和6年度 方式・案件名」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードができない書類を含む。）は、次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和6年2月29日（木）までの閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

前記1(5)の事業担当課

5 応募参加資格確認申請書の提出

(1) 提出方法

公募型プロポーザル応募参加資格確認申請書（様式1）を作成し、添付書類とともに持参（閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分間に提出すること。）又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

なお、提出された公募型プロポーザル応募参加資格確認申請書等は返還しない。

(2) 提出期限

公示日から令和6年2月14日（水）午後5時15分まで

(3) 提出場所

前記1(5)の事業担当課

(4) 応募参加資格確認結果の通知

公募型プロポーザル応募参加資格確認申請書等により確認し、確認結果を速やかに書面にて通知する。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公示日から令和6年2月14日（水）午後5時15分まで

(2) 受付場所

前記1(5)の事業担当課

(3) 受付方法

質問書（様式2）を作成し、電子メール又はFAXにより提出すること。

(4) 質問に対する回答

令和6年2月21日（水）までに、広島市ホームページに掲載する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

公示日から令和6年2月29日（木）午後5時15分まで（応募参加資格を有すると確認された者から提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。）

(2) 提出場所

前記1(5)の事業担当課

(3) 提出方法

持参（閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分間に提出すること。）又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(4) その他

応募参加資格を有すると確認された者に限り、企画提案書を提出することができるものとし、受領した書類等は返還しない。また、原則として受領した書類等の差し替え及び再提出は認めない。

8 その他

(1) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2) 応募に参加する者に必要な資格を有しない者の応募は無効とする。

(3) 企画提案書等の提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合の応募は無効とする。

(4) その他、詳細はプロポーザル説明書による。